

諮問番号：令和7年度 諮問第12号

答申番号：令和8年度 答申第6号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の(1)及び(2)の理由から、処分庁（札幌市〇区保健福祉部長）が請求人に対して令和7年3月13日付けで生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第77条の2第1項の規定に基づき行った費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めている。

(1) 法第77条において扶養義務者からの徴収について規定されていることから、法第77条の2第1項の規定は、扶養義務者に適用するものであるため、請求人に対しては適用されない。

(2) 本件処分の金額（〇円）は妥当ではない。

2 処分庁の主張の要旨

本件処分は、法令等に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。

第3 事案の概要

1 令和3年9月13日、請求人は、札幌市〇区保健福祉部長に対し、法による保護（以下「保護」という。）の申請を行い、同保健福祉部長は、当該申請を受け、請求人の世帯が保護を要する状態にあると認め、同日付けで保護（以下「本件保護」という。）を開始した。

その後、請求人の転居に伴い、本件保護に係る保護の実施機関（法第19条第4項に規定する保護の実施機関をいう。以下同じ。）が札幌市〇区保健福祉部長、処分庁の順に変更となった。

- 2 令和7年1月30日、処分庁は、請求人に対し、令和7年2月分の保護金品（法第6条第3項に規定する保護金品をいう。以下同じ。）として〇円を支給した。
- 3 令和7年2月6日、処分庁は、北海道警察札幌方面中央警察署の職員から、請求人が逮捕された旨の情報提供を受けた。これを受け、処分庁は、請求人の留置状況等を調査するため、北海道警察本部総務部留置管理課長に対し、法第29条第1項の規定に基づく報告の求めを行った。
- 4 令和7年2月21日、請求人は、処分庁に電話し、同月3日から勾留され、同月21日の午前中に釈放された旨を申し出た。
- 5 令和7年3月11日、処分庁は、前記3の報告の求めに対する回答を受領し、請求人が同年2月3日から同月21日まで留置・勾留されていたことを確認した。
- 6 令和7年3月12日、処分庁は、前記4及び5を踏まえ、同年2月4日から同月20日まで（請求人が留置・勾留された日の翌日から釈放された日の前日まで）の期間における本件保護を停止するとともに、同月21日から本件保護を再開始する処分を行った。
- 7 令和7年3月13日、処分庁は、前記6の停止により過支給となった同年2月分の保護金品に相当する〇円について、法第63条の規定に基づく費用返還決定処分（以下「本件費用返還決定処分」という。）を行うとともに、本件処分を行った。
なお、本件処分において決定した徴収金の額は、本件費用返還決定処分において決定した返還金の額の全額であった。
- 8 令和7年6月12日、請求人は、北海道知事に対し、本件費用返還決定処分の取消しを求めて審査請求を行った。
- 9 令和7年6月13日、請求人は、札幌市長に対し、本件処分の取消しを求めて本件請求を行った。
- 10 令和8年2月17日、北海道知事は、前記8の審査請求について、違法又は不当な点はないとして棄却の裁決を行った。

第4 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書における判断の要旨

- (1) まず、法第77条の2第1項における「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた」については、正に法第63条の要件であり、本件処分に係る審査請求において審理の対象とすることは予定されていないと解され

る。

- (2) 次に、法第77条の2第1項における「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」、すなわち、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」（生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第22条の3）について検討する。

本件費用返還決定処分の対象となったのは、請求人が逮捕され、留置・勾留されたことを原因として、令和7年2月4日から同月20日までの間、請求人の本件保護が停止となったことにより過支給となった同月分の保護金品に相当する額であり（前記第3の3から7まで）、当該過支給が生じたことについて処分庁の責めに帰すべき事由があったとは認められない。

したがって、本件は、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」、すなわち、「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」には当たらないものと解される。

- (3) そして、本件処分において決定した徴収金の額は、本件費用返還決定処分において決定した返還金の額の全額であったところ（前記第3の7）、当該徴収金の額を当該返還金の額の一部に制限すべき理由も認められない。

- (4) 以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

2 審理員審理の経過

令和7年6月25日	審査庁（札幌市長）が、請求人が行った審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
令和7年7月22日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
令和7年8月21日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
令和7年10月23日	請求人の申立てにより、口頭意見陳述を実施
令和8年3月16日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
令和8年3月23日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第5 諮問説明書の要旨

1 裁決についての審査庁の考え

本件請求を棄却する。

2 争点及びこれについての審査庁の考え

(1) 争点

法第77条の2第1項に規定する「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」に該当する事実があるかどうか（実施機関の責めに帰すべき事由があったかどうか）について

(2) 争点についての審査庁の考え

前記第4の1と同旨である。

第6 本審査会調査審議の経過（日付は、令和8年）

3月31日	審査庁が、本審査会に諮問
8月20日	第1回調査審議の実施（令和8年度第3回札幌市行政不服審査会）

第7 本審査会の判断の理由

1 本件処分に関係する法令等の規定について

(1) 費用の返還（法第63条）について

法第63条は、被保護者（法第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めている。

(2) 費用の徴収（法第77条の2等）について

ア 法第77条の2は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができ（法第77条の2第1項）、同項の規定による徴収金は、法に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる旨を定めている（同条第2項）。

イ また、同条第1項の「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」については、生活保護法施行規則第22条の3において、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」と規定され、具体的には、「被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等」が該当するとされている（「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）IV3）。

ウ なお、札幌市においては、法第77条の2の規定により実施する事務について、札幌市保健福祉部長事務委任規則（昭和47年規則第44号）第1号の規定により、保健福祉部長に委任している。

(3) 扶養義務者からの徴収（法第77条）について

法第77条は、被保護者に対して民法（明治29年法律第89号）の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がいるときは、その義務の範囲内において、保護費（法第70条第1号イに規定する保護費をいう。）を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる旨を定めている（法第77条第1項）。

(4) 留置施設における被留置者の処遇について

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第186条は、被留置者には、衣類及び寝具の貸与並びに飲食物の支給等、留置施設における日常生活に必要なものの貸与又は支給を行う旨を定めている。

2 本件処分について

(1) 法第77条の2の適用について

本件処分は、法第77条の2第1項の規定に基づくものであるところ、同項の規定は、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者がいるとき」に該当すること、かつ、「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」、すなわち、前記1(2)イに記載の規定及び課長通知に該当しないことが適用の要件となる。

ア 「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき」への該当性について

前記第3の2及び6のとおり、請求人は令和7年2月分の保護金品の支給を受けた後、留置・勾留に伴い、同月4日から同月20日までの期間について本件保護を停止された。この停止期間中、前記1(4)のとおり、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第186条の規定に基づき、留置施設において日常生活に必要なものの貸与又は支給が行われるため、保護を必要としない状態であり、これに伴い消費が不要となった受領済みの保護金品は、法にいう「資力」に該当することとなる。

したがって、請求人は、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者」に該当するといえる。

イ 前記1(2)イに記載の規定及び課長通知への該当性について

本件処分の原因となったのは本件保護の停止であることから、課長通知に記載された「被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらず保護費の算定に適時に反映できなかった場合、調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等」には該当しない。

ウ 小括

前記ア及びイから、本件処分においては、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき」に該当し、かつ、前記1(2)イに記載の規定及び課長通知に該当する事実はなく、違法又は不当な点は認められない。

(2) 請求人の主張について

ア 請求人の前記第2の1(1)の主張について

請求人の前記第2の1(1)の主張のとおり、法第77条においては、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、当該保護費に係る被保護者の扶養義務者から徴収することができること等が定められている(前記1(3))。

しかし、法第77条の2第1項においては、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき(徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。) は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第63条の保護の実施機関の定める額の全

部又は一部をその者から徴収することができる」と定められており（前記1(2)ア）、徴収の対象となる「その者」が指すのは、文理上、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者」と解される。また、第1回調査審議における審査庁の説明において、実務においても、法第77条の2第1項は「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者」を対象として適用する取扱いとしているとのことであり、上記の解釈は実務上も採られているものと認められる。

なお、法第77条の2は、法第77条の後に追加された規定であるところ、このような枝番号を用いた条番号は、既存の条番号（法第78条以降）の変更を避けるための立法技術として一般に用いられるものであり、枝番号を用いた条番号が必ずしも前条と一体となるものではない。

このため、法第77条の2第1項は被保護者に適用されるものであることから、請求人の主張には理由がない。

イ 請求人の前記第2の1(2)の主張について

請求人の前記第2の1(2)の主張について、前記第3の7のとおり、本件処分の金額は、本件費用返還決定処分の金額と同額であるところ、前記第3の10のとおり、本件費用返還決定処分に係る審査請求については、本件費用返還決定処分に違法又は不当な点は認められないとして北海道知事から棄却の裁決がなされている。また、本件処分に当たり、本件費用返還決定処分の金額から減額とする理由も見当たらないことから、請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり、本件処分は法令に基づき適正に行われたものであり、請求人の主張はいずれも理由がない。その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められない。また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

令和8年（2026年）9月7日

札幌市行政不服審査会

委員（会長） 中 島 正 博

委 員

委 員

館 田 晶 子

津 田 智 成